

りませんが、殊に進歩の著はれぬ此幼稚教育即ち

婦人と親族法(續)

保育事業に向つて大なる發展を遂ぐる必要があり

太田英隆

ますから、世の保母たる方々は、出ては幼稚園の

第二款 財産關係に及ぼす效力

夫婦は婚姻を爲すに當り任意に其財產關係に付
き契約を爲すことが出来ますが、夫婦の關係は専
ら情誼に依りて成立するものですから、其
婚姻を爲に當り一々其財產關係を契約することは
困難であります、そうして、その契約とした場合
にも其契約に付き一般の契約に關する規定の外別
に法律上の制限を設くるの必要があります。之れ
法定の夫婦財產制のある所以であります。

第一項 契約に因る財產關係

婚姻する男女は契約して其財產に關し、相互に
有する權利の範圍を定むることが出来ます。そな
でありますが、未來の夫婦は法律の上からして契

警視總監の第三に曰く

「四才未満の小兒を道路に獨歩せしめざる様父兄に於
て十分監督加へらるゝこと」と

ます、

約を以て其財産關係を定めるのを強ゆるのではありません、又實際におきまして、婚姻前にこんな契約を爲すの極めて稀なのは、夫婦の結合が情誼によつて成立するからであることを想像しても知

れます。それでゐるから、夫婦間に若しこの契約のなかつた時に於きまして、その財產關係を支配する法規を設け、契約をせない夫婦は、その財產關係につきては法定の制度に従つたものと看做すは當然の理であります。

第二、財產契約の效力

財產契約は一般的の契約と同じやうに、當事者の間に於ては何等の方式を要せないで、婚姻の届出と共に效力を有します、そうであります。が若し其契約が法定財產制と違つてゐるときは之れを第三者又は夫婦の承繼人に對抗せうと思つたなら、婚姻の届出までにこの契約を登記することが必要とします。若し之れを其時期までにせないときは、第三者は別段の契約ないものと看るべきであります。

第二項 法定財產制

法定財產制と云ひますのは、夫婦が婚姻をすまん。この法律の精神は、一度締結した財產契約は婚姻中に變更することの出来ないものとする

すときには、その財産關係に付き別段の契約をしな
いときに、法律の規定によつて當然從ふべきもの
を云ふのであります。

第一、婚姻中の費用の負擔方法

夫は婚姻から生ずる一切の費用を負擔せねば
なりません。但し妻が戸主であつたときは妻が
これを負擔することになつてゐます。

第二、特有財産の使用収益權

夫又は女戸主は、用ひ方によつて其配偶者の
財産の使用及び収益を爲す権利を有してゐるの
です。夫又は女戸主は、其配偶者の財産から生
ずる果實を得ますけれども、もし其配偶者が債務
を負擔するときは、其利息は自分の財産の果

第三、使用貸借に関する規定の準用

第五、妻の財産に於ける夫權の制限、
夫が妻の爲めに借財をなし、妻の財産を譲渡

夫又は女戸主は使用貸借の借主が、借用物の
通常の必要費を負擔するがやうに、其配偶者の
特有財産の通常の必要費を負擔し、又借主が借
用物を原状に復して之れに附屬せしめた物を收
去することを得るが如く、夫又は女戸主は其配偶
者の特有財産に工作を施すことなどがあつた
ときは、之を原状に復して之れに附屬せしめた
物を收去することが出来ます。

第四、妻の財産の管理、

し之れを擔保に供し、又は第六百二條の期間を越へて其賃貸を爲すには、妻の承諾を得ることが必要であります。但管理の目的を以て果實を處分するのはこの限りではありません。

第六、妻に對する擔保提供の義務、

夫は妻の財産に關し廣大な權限を持つてゐますから、若し夫が其管理の方法を誤つて其財産を無くする様な場合に於ましては、妻は自分が其財産を管理することが出來ますけれども、夫の管理の失當でなく若くば妻が出來兼ねる時に於て、夫の管理權を剥奪せずして別に妻を保護するの方法を設けなければなりません。そこで民法では、夫が妻の財産を管理する場合に於て必要であると認めたときは裁判所は妻の請求に因つて夫をして其財産の管理及び返還に付き、

相當の擔保を供せしむることを得との規定を設けてあります。

第七、日常の家事に關する妻の代理權
夫は前項の代理權の全部又は一部を否認する事が出来る、但し之れを以て何も知らない他人に對抗することは出來ないとは、第八百四條に規定してある所であります。

第八、財產管理の程度

夫が妻の財產を管理したり又は妻が夫の代理を爲す時に於ましては、他人の物だからといつて粗略にせず、自分の爲めにすると同一の注意を爲すことが必要であります。

第九、委任に關する規定を法定財產制に準用する場合、

民法第六百五十四條及び第六百五十五條の規定
 (民法條文參照)は、夫が妻の財産を管理し

又は妻が夫の代理を爲す場合に準用します。

第十、財産權の推定

妻又は人夫が婚姻前から有せる財産や婚姻中の夫の名で得た財産は特有財産となります。夫婦の孰れに属するか知れない財産は、夫又は女戸主の財産と推定します。

(續く)

玩弄紙幣六万三千八百七十五圓を所持せる子供は曰

一金五万圓	銀行貯蓄
一金一万圓	生命保險
一金二千九百圓	食 物
一金五百圓	慈 善 費
一金八百圓	つかひ物
一金七十五圓	ヒヤノ

之れは予が實際の感懷如何にもと思はれしま
 、書きつく婦人と子供へとて。

靴屋の小供

米 溪

麹町に一軒の小やかな商店して、靴直しを職とする夫婦の者あり、ふと通り掛りしまゝに、靴の磨きを命ずれば、主人の男叮嚀に會釋して、掃除も一通りならず、其の面ざしも由ありげにさへ見えて、かゝる社會の者には有りがちの疎故なる處もなく、質實なる様尋常ならざりしが、折りふし五歳とは見えぬ女の兒の、小さき笛を手にせるを小さき足駄の音忙はしく走せ歸りしは、三歳四歳五歳とは見えぬ女の兒の、小さき笛を手にせるを吃と見るや、彼の靴工が、忽ちさと氣色變へたるが、言葉はやさしく、

「其の笛如何せしぞ人の物に非ずや、」